

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和2年度
計画主体	垂井町

## 垂井町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 垂井町役場 産業課  
所在地 岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11  
電話番号 0584-22-7514  
FAX番号 0584-22-5180  
メールアドレス sangyo@town.tarui.lg.jp

## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	岐阜県不破郡垂井町全域

## 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 被害の現状（令和元年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	1.20ha 1,451千円
	麦類	0.30ha 140千円
	豆類	0.50ha 81千円
	野菜等	1.32ha 44千円
ニホンジカ	水稲	0.66ha 798千円
	麦類	0.15ha 70千円
	豆類	0.92ha 149千円
	野菜	0.01ha 12千円
ニホンザル	野菜	0.01ha 2千円
	果樹	0.01ha 5千円

### (2) 被害の傾向

- イノシシによる被害は年間を通して発生している。中山間地域において特に深刻で、稲・小麦・大豆の踏み倒しや畦畔の掘り起し、野菜への食害・掘り起し及び踏み荒し等が多発している。
- ニホンジカによる被害は年間を通して発生している。中山間地域では水稲、小麦及び大豆の食害が主な被害である。  
また、最近は住宅密集地でも姿が目撃されるようになり、交通事故等の生活被害も懸念される。
- ニホンザルによる被害は平成26年ごろから増加し、中山間地域では野菜や果樹等への食害が多発している。30～50頭の群れが転々としながら被害を及ぼすため、発生すると一気に拡大する。住宅密集地での目撃や家庭菜園への被害も確認されており、民家への侵入や交通事故等の生活被害も懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
イノシシ被害面積	3.32ha	2.32ha
〃 被害額	1,716千円	1,201千円
ニホンジカ被害面積	1.74ha	1.22ha
〃 被害額	1029千円	720千円
ニホンザル被害面積	0.02ha	0.01ha
〃 被害額	7千円	5千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・垂井町有害鳥獣捕獲隊と連携し、捕獲体制を整備。</li> <li>・捕獲には箱わな・くくりわなを使用し、止め差しには銃器を使用。</li> <li>・捕獲個体は町の斎場へ運び、焼却処分。</li> <li>・狩猟の担い手確保のため、平成23年度より狩猟免許取得に係る費用を全額補助。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲従事者の減少・高齢化により中山間地域全ての地区で捕獲を実施することは困難となっている。全ての地区で捕獲を実施できる体制整備のため、捕獲従事者を確保する必要がある。</li> <li>・地域一丸で取り組むため、狩猟免許を持たない農家を含めた捕獲体制を地域ごとに整備していく必要がある。</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町単独事業で、個人または団体が設置する防護柵等の材料費に対し補助（垂井町鳥獣害防止事業補助金）。</li> <li>・国交付金事業を活用し、町内一円を囲む形で防護柵の設置及び緩衝帯の整備を実施。</li> <li>・鳥獣被害防止対策事業や多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払制度を活用し、防護柵を設置している地域もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来講じてきた被害防止対策に加え、農家が個々で防護柵等を設置するなどの対策を講じているが、適切な維持管理が必要。</li> <li>・既設防護柵はニホンジカ・イノシシ対策に主眼が置かれており、ニホンザルには効果がないため、機能向上を図る必要がある。</li> </ul>

(5) 今後の取組方針

垂井町有害鳥獣捕獲隊が有害鳥獣捕獲を実施してきたが、被害地域が拡大していることから、捕獲隊だけが捕獲に取り組むのではなく、捕獲隊と地域住民が連携して捕獲に取り組む体制の整備を推進し、地域の自主的な被害防除を促進していく。

また、集落における防護柵等の設置・管理維持活動に対し、継続支援する。

今後の活動計画

- ・地域ぐるみの捕獲体制を整備
- ・地域住民を対象とした防除対策講習会・研修会の実施
- ・捕獲従事者確保のため、農業者等に対して狩猟免許取得・更新を支援（狩猟免許取得費用・更新費用の補助）
- ・防護柵等の設置・修繕の支援
- ・野生鳥獣の追い払いや捕獲等の技術普及、及びそれに関わる人材の育成
- ・緩衝帯の設置、放任果樹の除去、耕作放棄地の解消等の里山整備を図り、生息環境整備を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

垂井町有害鳥獣捕獲隊員	住民や地域団体からの被害報告・捕獲依頼を受けた町の許可に基づき捕獲を実施する。
地域の有害鳥獣対策協議会	垂井町有害鳥獣捕獲隊と協力し、設置した罠の見回りを実施する。将来は協議会での捕獲実施を見据える。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
3年度 ～ 5年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	・各地域の有害鳥獣対策協議会を対象に狩猟免許取得のための講習会への参加を促し、捕獲従事者の育成・確保に努める。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
○捕獲実績			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
イノシシ	24頭	26頭	8頭
ニホンジカ	74頭	164頭	173頭
ニホンザル	0頭	1頭	0頭
① イノシシ 水稻、小麦を中心に被害が発生しているため、被害軽減目標達成に向けて積極的に捕獲を行うこととし、捕獲計画頭数は50頭とする。			
② ニホンジカ 水稻、小麦、大豆・野菜を中心に被害が発生している。被害軽減目標達成に向け積極的に捕獲を行うこととし、捕獲計画頭数は140頭とする。			
③ ニホンザル 野菜や果樹等の被害が発生し、住宅密集地での目撃や家庭菜園への被害も確認されており、民家への侵入や交通事故等の生活被害も懸念される。追い払いの効果を期待して捕獲を行うこととし、捕獲計画数は5頭とする。			

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	3年度	4年度	5年度
イノシシ	50頭	50頭	50頭
ニホンジカ	140頭	140頭	140頭
ニホンザル	5頭	5頭	5頭

捕獲等の取組内容
対象有害鳥獣に対し、銃器・わなを使用して、愛鳥週間（5月10日～5月16日）、河川でのガン、カモ及びハクチョウ類の生息調査日、狩猟期間（11月15日～2月15日）及びその前後各15日を除く期間での被害発生時に対処捕獲を行う。 対象区域は垂井町全域。 捕獲に際し、イノシシ・ニホンジカ・ニホンザルは、箱わな・くくりわなを使用し、止め差しは銃器を用いる。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの農作物被害の防止はワナやライフル銃以外の猟銃を使用した有害鳥獣捕獲を基本とするが、これらの方法による捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当無し	該当無し

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	3年度	4年度	5年度
イノシシ	ワイヤーメッシュ・電柵 距離:1Km	ワイヤーメッシュ・電柵 距離:1Km	ワイヤーメッシュ・電柵 距離:1Km
ニホンジカ	ワイヤーメッシュ・電柵 距離:1Km	ワイヤーメッシュ・電柵 距離:1Km	ワイヤーメッシュ・電柵 距離:1Km
ニホンザル	電柵 距離:500m	電柵 距離:500m	電柵 距離:500m

(2) その他被害防止に関する取組

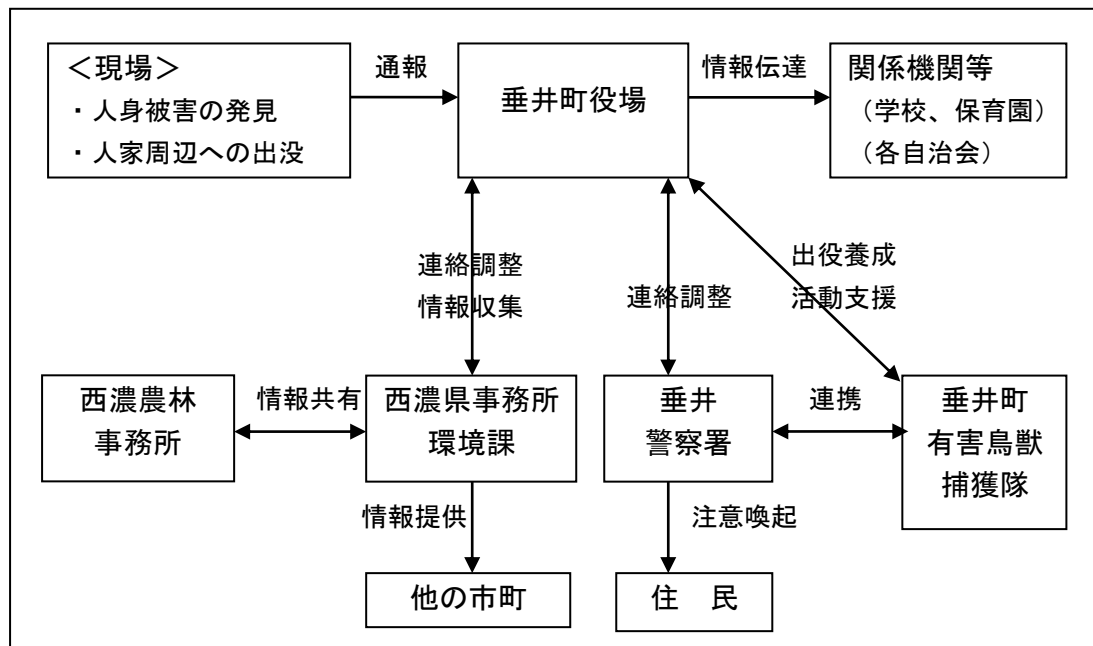
年度	対象鳥獣	取組内容
3年度 ～ 5年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	○垂井町の農家にアンケートを行うなどして被害実態・生息状況の把握に努める。 ○農業者および住民を対象とした研修会を開催し、防護柵の適切な設置・維持管理の啓発、耕作放棄地の草刈りや放任果樹の除去、クズ野菜・生ゴミを放置しないなどの意識向上を図る。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
垂井町役場	状況の把握、各機関への連絡を行う。
垂井町有害鳥獣捕獲隊	周辺警備、状況によっては捕獲を実施する。
西濃県事務所環境課	他市町への情報提供。
垂井警察署	住民への注意喚起、周辺警備。

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害獣は、町斎場にて焼却。

7. 捕獲等をした対象食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲した鳥獣は、焼却処分しているため、食品としての利用を行っていない。  
今後、食品として活用すべきか検討していく。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	垂井町有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役 割
垂井町役場	有害鳥獣被害対策協議会の事務運営、各種機関との連絡・調整を行う。
垂井町有害鳥獣捕獲隊	有害鳥獣、捕獲に対し助言を行う。 有害鳥獣捕獲を実施する。
西美濃農業協同組合 不破営農経済センター	有害鳥獣による農作物の被害情報の提供及び対策指導を行う。

各地域有害鳥獣対策協議会	地域ぐるみで防護柵の設置を実施及び設置防護柵の維持管理を行う。 また、有害鳥獣関連の情報提供を行う。
--------------	---

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
西濃農業共済組合	有害鳥獣関連情報に関する提供を行う。
西濃農林事務所	有害鳥獣関連情報に関する提供を行う。
垂井町の認定農業者	有害鳥獣関連情報に関する提供を行う。
垂井町農事改良組合長	有害鳥獣関連情報に関する提供を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置に向けた検討を行う。
--------------

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

施策立案や被害対策を行うとともに、地域住民に対して積極的な参加を促し、集落や各種協定団体での取り組みを行っていく。
---

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当無し
------